別紙　議事録作成支援システムサービス利用業務調達仕様書

１　基本要件

本仕様書は、調達に関わる基本要求事項を記載する。

２　目的・概要

本事業は、会議内容を音声データから反訳することで、議事録を作成するために要する職員の作業時間を軽減し、業務の効率化を図ることを目的に、AI（人工知能）による音声自動テキスト化技術を活用した議事録作成支援システムのサービスを導入するものである。

また、音声反訳を行う上で、久留米市独自の地名や、専門用語等を登録した専用辞書を使用することで、認識率の向上及び作業時間の更なる軽減と業務の効率化を図ることを目的とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。なお、サービス利用開始日は令和3年5月1日とする。

４　業務内容

本業務の内容は、次の(1)～(3)の項目を一括して行うものとする。

(1)音声データのネットワークを介した音声認識データへの変換

(2)久留米市専用辞書の構築

(3)本システムに関する導入・運用保守等の利用支援

５　システムの機能要件

(1)システムの利用イメージ

①会議内容を録音した音声データ（MP3等）を、本システムを利用してアップロードし、認識結果データをダウンロードし議事録を作成する。

なお、会議を開催する会場は、マイク、スピーカー等の音響機器が整備された会場とし、会議を録音した音声データ（MP3等）は、音響設備機器より取得した音声データとする。

②本市の各部局が支障なく音声認識データへの変換ができる数のID・パスワードを準備するものとする。なお、これによって権限管理を行い、それぞれが利用できるものとする。また、月150時間程度の音声データをテキスト化できるものとする。

（参考）久留米市の行政組織図（令和2年4月1日時点）

なお、詳細は別紙1を参照のこと。

部	課	課内室
17	147	7

(2)システムの内容

①提案するシステムは、データセンターが日本国内にあるクラウド型のサービスとし、久留米市専用アカウントを用意すること。

②インターネットに接続された端末（※1）から音声データのアップロード及び音声認識結果のダウンロードが行えること。

③システムに要求する機能は、別紙2「機能要件一覧表」のとおりとし、必須項目については、要件を満たすこと。なお、その他の項目についても、評価の対象とする。

※1　インターネットに接続された端末

①職員用 PC

項目	スペック	
CPU	Intel Corei5 ﾌﾟﾛｾｯｻ	
メモリ	容量	2GB 以上
	規格	DDR3-SDRAM 以上
ストレージ	80GB 以上	
ディスプレイ解像度	1,280×1,024、1,920×1,080 ドット以上（デスクトップ） 1,600×900、1,366×768 ドット以上（ノートブック）	
OS	Windows7 Professional 32bit 版 Windows10 Professional 64bit 版	
Web ブラウザ	Internet Explorer11、Google Chrome （注意）セキュリティ強靭化のため、インターネットに接続するネットワークは、職員用端末が属するネットワークからは分離されており、Web ブラウジングは職員用端末から VMware を利用し、インターネットに接続するネットワーク上のサーバから SBC 方式で行う。	
補足	職員用端末は、Windows7 のデスクトップ及びノートブックパソコン、Windows10 のデスクトップ及びノートブックパソコンが混在している。また、Windows7 は 2020 年 1 月のサポート終了後も継続して利用しており、順次入れ替えのタイミングで Windows10 に更新する。	

②各部に配布している iPad

項目	スペック
機種	iPad(第 7 世代)
OS	iOS13.0 以上
CPU	Apple A10Fusion+M10 と同等以上

ストレージ	32GB
通信機能	4GLTE

(3)専用辞書の構築

①本市が提供する別紙 3「久留米市専用辞書単語一覧」を元に、久留米市が使用する全てのアカウントで本市特有の語句、表現が認識できるよう、「３　履行期間」に記載したサービス利用開始日までに専用辞書を構築し、納品すること。

②専用辞書の構築の手法、工程、作業日数、検収方法（音声データと議事録の突合の仕方等）及び、本市側で発生する作業内容等について、企画提案書の中に記載すること。

(4)システムの動作環境

以下の仕様を満たすこと。

①システムの運用に支障のない十分なスペック、サーバ機で構成すること。

②サーバがダウンした場合は、直ちに復旧できる対策が講じられていること。

(5)システム（クラウド）データセンター要求仕様

以下の仕様を満たすこと。

①データセンターは、日本国内にあり、24時間365日の運用、利用を実現すること。

②建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水の被害を防止する措置が施されていること。

③建物の出入り口に防犯対策が講じられていること。

④データセンターには、事前に登録された者のみが入室出来るよう入退室が管理されていること。

⑤無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して運用できるよう対策が講じられていること。

6　導入支援

(1)システム及びシステム周辺機器等の初期設定について、マニュアルの提供等により設定方法や接続方法に関する説明を行うこと。また、導入初期においては、必要に応じて設定等の支援を行うこと。

(2)システムの円滑な運用のため、サポート体制を確保し、迅速に必要な支援ができること。

(3)操作マニュアルを作成すること。

7　運用・保守仕様

本仕様書にて構築を行う環境の維持及び運用支援を、以下のとおり実施すること。

(1)システムに関する本市からの問い合わせについては、一元的な窓口を準備すること。

(2)対応時間は、平日8時30分から17時15分までとする。

(3)緊急時等の場合によっては、上記時間外にも対応可能とすること。

(4)電話またはメールでの問い合わせ対応を実施すること。

(5)システムのバージョンアップ及び瑕疵による修正を実施すること。
(6)メンテナンス等でやむを得ずサービスを一時停止する場合は、あらかじめ本市に連絡の上、承認を得ること。
(7)重大なインシデントが発生した際は、直ちに本市に報告し、適切な措置を講じること。

８　セキュリティ
(1)IDごとに、パスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
(2)通信内容は、SSL またはVPN 等により暗号化されていること。
(3)サーバへの不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染などに対するセキュリティ対策が万全であること。

９　請求及び支払い方法
月額利用料は月払いとし、月額基本料及び当該月額利用料の総額がわかる請求書を送付すること。また、請求書には、月額基本料、当該月額利用料の内訳を記載すること。

１０　その他
(1)本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
①久留米市情報セキュリティ規則
②久留米市個人情報保護条例
③その他関係法令、条例規則及び規程並びに規格等
(2)本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。